附属機関の設置に関する条例

昭和37年3月31日 条例第17号

(目的)

第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第138条の4第3項の規定による附属機関の設置に関しては、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

(委任)

第3条 前条に規定する機関の組織、所掌事項及び委員その他の構成員並びにその 運営に関して、必要な事項は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、規則で 定める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(略)

附則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表教育委員会の部相 模原市社会教育委員の項の改正規定は、公布の日から施行する。

別表 (第2条関係)

| 3、 (第 2 不 例) | | | | | | |
|----------------|-------|-------------|------|---|------|--------|
| 附属機関の属 する執 行機関 | 附属機関 | 設 置 | 目 | 的 | 委員の数 | 委員の任期 |
| 市長 | (略) | | | | | |
| | 相模原市行 | 行政区画等に関し必要な | | | 23人以 | 当該諮問に係 |
| | 政区画等審 | 事項について、市長の諮 | | | 内 | る審議が終了 |
| | 議会 | 問に応じて調査審議し、 | | | | するまで |
| | | その結果を答 | 申し、又 | | | |
| | | 意見を建議す | ること。 | | | |
| (略) | | | | | | |
| | | | | | | |

平成20年3月27日 規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)に基づき設置された相模原市行政区画等審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

- 第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 市内の公共的団体等から推薦された者
 - (3) 市の住民
 - (4) 関係行政機関及び関係法人の職員

(会長及び副会長)

- 第3条 審議会に会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、そ の職務を代理する。

(会議)

- 第4条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する ところによる。

(関係者の出席)

第5条 審議会の会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、 意見を聴くことができる。

(会議の招集の特例)

第6条 委員の任期満了後最初の審議会の会議の招集は、第4条第1項の規定にか かわらず、市長が行う。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政令指定都市推進事務主管課で処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。